

東京植物検疫協会 会費・賦課金等徴収規定

東京植物検疫協会規約第8条及び業務規定第6条による会費・賦課金等については、次のとおり定める。

(1) 会 費

種 別		月 額	年 額
普通 会員	商社関係	3,000円	36,000円
	運輸・倉庫、船社・ターミナル、 消毒・薬品関係	4,000円	48,000円
臨時会員（業務規定第5条関係）		取扱いの都度	4,000円

(2) 賦課金・立会料

項 目	種 別	対 象 単 位	金 額
穀類・ 雑品	米 麦	1 トン当たり	<u>6.50</u> 円
	大 豆	1 トン当たり	<u>13.00</u> 円
	その他穀類・雑品(輸入梱包材含む)	1 申請当たり	<u>3,500</u> 円
青果 物	バナナ	1 カートン当たり	<u>0.60</u> 円
	パイナップル	1 カートン当たり	<u>1.20</u> 円
	かんきつ類	1 カートン当たり	<u>1.50</u> 円
	その他青果物	1 申請当たり	<u>3,500</u> 円
木 材	陸上扱	1 CM当たり	<u>15.00</u> 円
	水面扱	1 CM当たり	<u>80.00</u> 円
	本船くん蒸扱	1 CM当たり	<u>14.30</u> 円
コン テナ 貨 物	20 f コンテナ(種苗・切花除く)	1 コンテナ当たり	1,700 円
	*但し、1 申請 20 本を超える場合	超過分 1 本当たり	1,200 円
	40 f コンテナ(種苗・切花除く)	1 コンテナ当たり	2,200 円
	*但し、1 申請 20 本を超える場合	超過分 1 本当たり	1,500 円
	混載貨物(種苗・切花除く)	1 申請当たり	1,700 円
	種苗・切花類	1 コンテナ(艀は1申請)当たり	4,500 円
	*但し、1 申請 5 本を超える場合	超過分 1 本当たり	3,000 円

* 上記各項目は、すべてくん蒸立会料込みとする。

* 1件当たりの賦課金が1,000円未満のものは、一律に1,000円とする。

立 会 料	選別・廃棄・検体採取・確認等	(本船・扱店社別) 立会1件毎に	3,500 円
	荷受くん蒸	(本船・扱店社別) 立会1件毎に	2,500 円
	・青酸くん蒸 ・臭化メチルくん蒸	立会1件毎に	3,500 円
輸 出	一般貨物	申請1件当たり (又は) 検査1施設毎に	3,500 円
	梱包材等	消毒証明書1件当たり	2,000 円

* 上記各項目に該当しないものは、別途個別に定める。

(注)2021.6.1 より賦課金・立会料は、輸出梱包材消毒証明料を除き、一律 10%減額請求です。

(3) 会費・賦課金等の請求手続き

項 目	請 求 時 期・期 間・手 続 き
会 費	6ヵ月又は12ヵ月分前納。 但し、臨時会費は取扱いの都度納入。
賦課金・立会料	植検終了後又は証明書発給後、速やかに請求する。

(4) 既納の会費は返還しない。

附 則

昭和 43 年 7 月 施 行	昭和 55 年 5 月 一部改正
平成 5 年 5 月 一部改正	平成 6 年 5 月 一部改正
平成 12 年 5 月 一部改正	